

入札参加に係る誓約事項及び注意

1 誓約事項

本件工事の入札参加者は、入札書の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから入札に参加してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となる場合がありますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社(私)は、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、契約をしないこととなっても異議を申し立てません。

1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。

2 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。

〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕

3 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕

4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。

5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

6 社会保険等加入建設業者であること。

〔※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険をいいます。加入の義務がない場合は除きます。〕

7 本件が技術者を専任で配置しなければならない工事の場合、本件工事に専任で配置できる技術者を有していること。

2 競争参加資格確認について

「競争参加資格確認通知」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

入札説明書

令和5年度 県立学校トイレ環境整備業務

株式会社 総企画設計 横浜支店

令和5年6月8日

< 入札公告 兼 入札説明書 >

「神奈川県知事」と「株式会社綜企画設計横浜支店」との間で契約を締結した「令和5年度 県立学校トイレ環境整備業務」において、工事番号「綜企画 R05-017T」の「神奈川県立 相模原弥栄高等学校 テイレ洋式化工事」の条件付き一般競争入札を次のとおり行います。

本件は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、試行として、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加資格の審査を行いますので、ご了承ください。

株式会社綜企画設計 横浜支店
支店長 宮田 弥吉郎

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日(申請期間の末日)から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します(共同企業体の場合はすべての構成員)。((1)の「ウ」は落札候補者審査時に満たしていること。)

(1) 各工事に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格(当該工事に係る業種)を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- ウ 工事費内訳書(入札金額を積算したもの)を提出できる者であること。
- エ 発注工種に係る建設業法第26条の技術者を配置(JVは各構成員ごと)できる者であること。
- オ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- カ 「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- キ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ク 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- ケ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- コ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- サ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、「株式会社総企画設計ホームページ 入札公告」に添付されている「競争参加資格確認申請書」を用いてメールもしくはファックスにより競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

3 競争参加資格確認通知

入札参加希望者の連絡先 E-Mail アドレスもしくはファックスにより所定の期限までに資格の有無を通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

4 資格がないとされた者の説明要求

「競争参加資格確認通知」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く）に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課と協議、審議のうえ、受理した日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く）に回答します。

5 入札書の提出

- (1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」による入札ではなく、従来の入札方式による「入札書」による入札となります。「工事別発注概要書」に記載した日時及び場所に提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。
- (3) 入札執行回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。なお、1回目の入札に参加しなかつた者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。
- (4) 入札を辞退する場合は、辞退届を「工事別発注概要書」に記載した入札担当部署へ入札書提出日前日（入札書提出日前日が日曜日及び祝日並びに年末年始の場合はその前日）17：00までに提出してください。（入札書提出日前日が日曜日及び祝日並びに年末年始の場合は、「工事別発注概要書」に記載した日時及び場所へ提出してください。）
辞退届の提出がない場合は無断欠席したものとみなします。

6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者に対してはファックス等で連絡の上競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効と

し、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、保留通知日の翌日から起算して2日の間に（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。両日とも17:00まで）、「工事費内訳書」等の設計図書と比較ができる資料を持参のうえ、「入札担当部署」まで申し出てください。求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。ただし、複写、貸出しありません。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く）の17:00までに次の書類を入札担当部署あてに持参してください。

- (1) 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）（再度入札の場合は、再度入札金額を積算したもの）
土木工事については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書
建築工事等については、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書
- (2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し）
- (3) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

ア 技術者の配置

- (ア) 配置予定技術者届（資格設定により専任又は非専任）
 - (イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的雇用関係（請負金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係）にあることが確認できる書類
(例) 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証または、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等の写し
 - (ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
 - (エ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

イ 同種工事の実績

- (ア) 同種工事実績届
神奈川県発注工事を優先的に記載してください。
- (イ) 資格要件とされた内容（規模・工法等）及び完成を確認できる書類
(例) C O R I N S の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施工証明書（任意様式）等の写し
- (4) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。）以内に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めるすることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。）以内に再苦情申立書を入札担当部署に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。説明請求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

1 0 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除します。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が2年以内に国、地方公共団体又は教育施設等保全管理業務委託の受託者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者である場合は、原則として免除します。

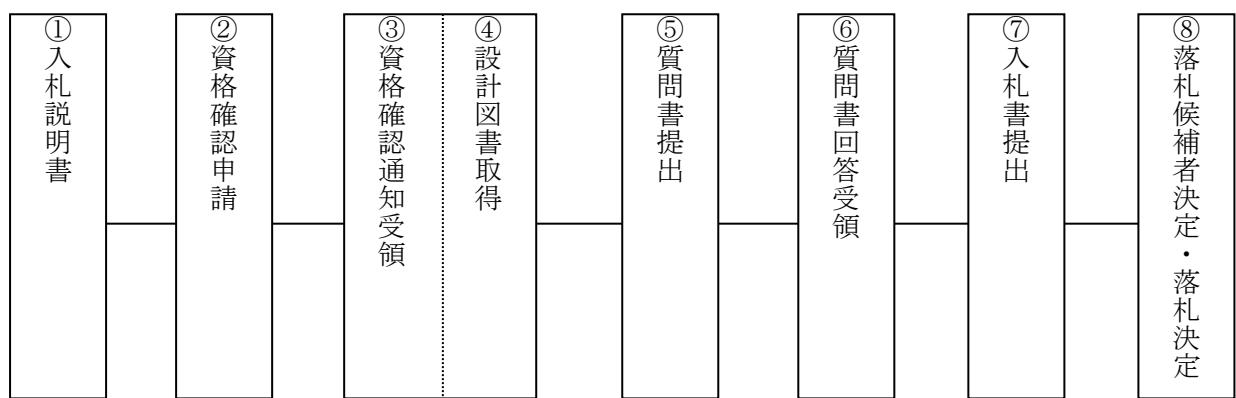
ただし、契約の相手方が上記に該当しない場合、その他特別な事情がある場合は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額の保証金を納付させることができるものとします。なお、契約の相手方が希望した場合、保証金の納付に代えて有価証券等を担保として提供させるものとします。

1 1 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しません。
なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ その他入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 「8」の(1)に基づく工事費内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めがあります。

- (9) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234 条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (10) 「株式会社総企画設計ホームページ 入札公告」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「工事別発注概要書」に記載された入札担当部署にお問い合わせください。
- (11) 前各号に定めるもののほか、「神奈川県財務規則」及び「競争入札の参加者の資格に関する規則」の定めるところによります。

1 2 手続きの流れ



- ①, ②は、「株式会社総企画設計ホームページ 入札公告」から取得、申請等を行ってください。
- ③は、競争参加資格確認申請書に記載された連絡先E-Mailアドレスに通知します。
- ④, ⑥は、「株式会社総企画設計ホームページ 入札公告」から、所定のパスワードを入力し「設計図書一式」・「質問回答書」を取得してください。
- ⑤は、「設計図書一覧」に含まれる質問書に記入の上、FAX又はMailで送付ください。
- ⑦、⑧は「工事別発注概要書」に記載された「入札日時及び場所」で行います。

工事別発注概要書

工事番号	総企画 R05-017T
工事名	神奈川県立 相模原弥栄高等学校 トイレ洋式化工事
工事場所	神奈川県相模原市中央区弥栄 3-1-8
工事概要	<p>工事内容</p> <p>1) トイレ洋式化工事 (東棟A(中央)) 1・2階男女職員用トイレ及び3階男女生徒用トイレ (東棟B(東側)) 1～3階男女生徒用トイレ</p> <p>2) 上記に伴う建築工事及び電気設備工事、機械設備工事一式</p> <p>3) 契約後、追加工事有り ※(西棟(北側)) 1～3階男女生徒用トイレタイル壁改修 ※工期変更なし</p>
工種	建築一式または管
完成期限	令和5年10月31日
最低制限価格	設定する。
調査基準価格	設定しない。
企業形態	単体企業及び経常建設共同企業体（ただし、いずれか一方でのみ参加可能）
登録業種	建築一式または管
神奈川県知事が認定した等級格付(又は総合点数)	「建築一式」のCランク以上、または「管」のAランク以上
所在地	本店が相模原市、大和市、座間市、厚木市、愛川町、清川村、山北町内に所在する者
特定建設業許可	
競争参加資格	<p>配置技術者</p> <p>次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。ただし、請負金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の場合は、専任（本工事にかかる工場製作製品等の工場製作期間を除く。）で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記「工種」に係る主任技術者又は監理技術者であること。 ・技術者が建設業法施工令第27条の規定により専任であることを要する場合は、競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあること。 <p>※主任技術者については、一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められます。</p> <p>詳細については、「配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件について」をご覧下さい。</p>
同種工事の実績	<p>必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告の日から直近5ヵ年以内に、公共工事等において、トイレ洋式化

	工事(新築または改修)の施工実績を有する者。(要 契約書) ※元請としての施工実績に限ります。
完成工事高	上記「工種」に係る経営事項審査の完成工事高（「2年(又は3年)平均」の欄）が3,000万円以上であること。（経常建設共同企業体の場合は、いずれかの構成員の完成工事高）
	経営事項審査は、等級格付(総合点数)の基礎となったもの又はその後の最新のもの。最新の経営事項審査による場合は、落札候補者審査時(又は連絡のあった時)に結果通知書(写)を提出してください。
労働福祉	退職一時金制度を導入している者(経営事項審査の対象であるものに限る。)又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。
その他	-
競争参加資格確認申請期限及び通知日	<p>申請期限：令和5年6月12日(月)17時00分まで 「株式会社綜企画設計ホームページ 入札公告」から競争参加資格確認申請書を取得して頂き、<u>競争参加資格確認申請書</u>と<u>競争入札参加資格認定通知書(神奈川県)</u>を用いて、メールもしくはファックスにより競争参加資格確認申請を行ってください。</p> <p>※申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされますので、資格をよく確認した上で申請してください。</p> <p>E-Mail アドレス : kanagawa@soukikaku.co.jp Fax 番号 : 045-290-3089</p> <p>※参加資格に関する問合せは電話で行ってください。 Tel 番号 : 045-290-3088</p>
	<p>確認通知日：令和5年6月14日(水)</p> <p>※競争参加資格確認申請書に記載された連絡先 E-Mail アドレスもしくはファックスにより通知します。ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。</p>
設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等	<p>競争参加資格「有」と通知された方は、 令和5年6月14日(水)から令和5年6月28日(水)17時00分までに「株式会社綜企画設計ホームページ 入札公告」から設計図書一式を取得してください。</p> <p>※取得には「競争参加資格確認通知」に記載された所定のパスワードの入力が必要です。なお、設計図書は当事務所において閲覧に供します。</p>
設計図書に関する質問及び回答	<p>入札公告内「一般競争入札質問書」書式にて、質問期限内に下記へメールかファックスでお問い合わせください。</p> <p>E-Mail アドレス : kanagawa@soukikaku.co.jp Fax 番号 : 045-290-3089</p> <p>※「かながわ電子入札共同システム」による質疑受付ではありません。</p> <p>※質問書には工事名及び会社名・質問者名・連絡先(電話)を書き添えてください。</p>

	<p>質問期限：令和5年6月20日(火)12時00分まで 回答日：令和5年6月22日(木)</p> <p>※回答日に「株式会社綜企画設計ホームページ 入札公告」から質問回答書を取得してください。パスワードは「競争参加資格確認通知書」に記載されたものを入力してください。質問しなかった方も必ず確認してください。</p>
入札日及び場所	<p>日時：令和5年6月29日(木) 10:00 場所：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター 305会議室</p> <p>※「かながわ電子入札共同システム」による入札ではありません。 ※入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。 ※本件の入札書類は、入札公告に添付されているものをご使用ください。</p>
疑義等申立期間	この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、入札の翌日から起算して2日の間に（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く）「工事費内訳書」（提出用）を持参のうえ、「入札担当部署」まで申し出てください。求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。ただし、複写、貸出しありません。
支払条件	<p>(1)前払金：可（前払金の請求を受けた日の翌月1日から40日以内に支払） ※ 中間前金払は行いません。</p> <p>(2)部分払：可</p>
入札担当部署 (問い合わせ先)	株式会社綜企画設計 横浜支店 神奈川県横浜市西区北幸2-8-19 横浜西口Kビル8F 電話：045-290-3088
その他	同日開札の同種工事（県立学校トイレ洋式化工事）を落札した者は本件を辞退したものとみなします。落札決定は原則として開札順に行います。

競争参加資格確認申請書提出についての注意事項

株式会社 総企画設計 横浜支店

記

1. 「競争参加資格確認申請書」（提出者）欄の表中の「提出日」以下「連絡先 E-Mail」まで、必要事項を「令和 5 年・6 年度かながわ電子入札共同システム 競争入札参加申請」の申請書のとおり正しく記入してください。
2. 「競争参加資格確認申請書」（提出者）欄に必要事項を記入後、「競争参加資格確認申請書」及び「神奈川県競争入札参加資格認定通知書（写）」をメールもしくはファックスにて提出（送信）してください。
※E-Mail : kanagawa@soukikaku.co.jp
※FAX 番号 : 045-290-3089
3. 「競争参加資格確認申請書」の提出期限は、下記のとおりです。
提出期限を過ぎますと、申請書の受付ができませんのでご注意ください。
※ 提出期限：令和 5 年 6 月 12 日（月） 17:00 まで

※注意 「競争参加資格確認申請書」の提出期限をもって、入札公告等書類のダウンロードができないなりますので、必ず「印刷」又は「保存」をしてください。

記入例

競争参加資格確認申請書

株式会社綜企画設計 横浜支店
支店長 宮田 弥吉郎 殿

下記の調達案件に関する競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 調達工事番号 総企画 R05-017T
2. 調達案件名称 神奈川県立 相模原弥栄高等学校 トイレ洋式化工事
3. 履行期限 令和 5 年 10 月 31 日

(提出者)

提出日	令和 ○年 ○月 ○日
競争入札参加資格認定番号	○○○○○○
企業名称	株式会社 ○○
企業郵便番号	○○○-○○○○
企業住所	神奈川県○○市○○×番地
役職名	代表取締役
氏名	代表 太郎
代表電話番号	△△△-△△△-△△△△
代表FAX番号	* * * - * * * - * * *
連絡先部署名	横浜支店
連絡先氏名	神奈川 花子
連絡先住所	神奈川県○○市○○×番地
連絡先電話番号	□□□-□□□-□□□□
連絡先E-Mail	○○@○○○○.com

競争入札参加
資格認定(神奈川県)
の情報を入力

ご連絡する際
のご担当者様
の情報を入力

注 「競争入札参加資格認定通知書(神奈川県)」の写しを添付すること

競争参加資格確認申請書

株式会社綜企画設計 横浜支店
支店長 宮田 弥吉郎 殿

下記の調達案件に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

4. 調達工事番号 総企画 R05-017T
5. 調達案件名称 神奈川県立 相模原弥栄高等学校 トイレ洋式化工事
6. 履行期限 令和5年10月31日

(提出者)

提出日	令和 年 月 日
競争入札参加資格認定番号	
企業名称	
企業郵便番号	
企業住所	
役職名	
氏名	
代表電話番号	
代表FAX番号	
連絡先部署名	
連絡先氏名	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先E-Mail	

注 「競争入札参加資格認定通知書（神奈川県）」の写しを添付すること

委 任 状

令和 5 年 6 月 29 日

株式会社 総企画設計 横浜支店
支店長 富田 弥吉郎 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴社が発注する「神奈川県立 相模原弥栄高等学校 トイレ洋式化工事」についての入札及び見積に関する権限を委任します。

勤務先住所
(代理人) 役 職 名
氏 名

代理人の使用印鑑印



- ※ 1. 代理人が入札に参加する場合に作成し、提出すること
- ※ 2. (委任者) 欄の部分は必ず押印が必要であること

入札書

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
------	--	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、件名 神奈川県立 相模原弥栄高等学校 トイレ洋式化工事 に係る代金として、上記金額のとおり入札します。

令和5年6月29日

株式会社 総企画設計 横浜支店
支店長 宮田 弥吉郎 殿

(代表者が入札に参加する場合は以下に記入)

所 在 地 _____

商 号 _____

代表者職・氏名 _____ 印

(委任を受けた代理人が入札に参加する場合は以下に記入)

所 在 地 _____

商 号 _____

代表者職・氏名 _____

上記代理人氏名 _____ 印

第6号様式（第15条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長方）

工事(又は業務)名：神奈川県立 相模原弥栄高等学校 トイレ洋式化工事

一般競争入札質問書

年 月 日

株式会社 総企画設計 横浜支店
支店長 宮田 弥吉郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

質問事項

入札辞退届

年　月　日

株式会社 総企画設計 横浜支店

支店長 宮田 弥吉郎 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

本入札に関して、下記の理由により入札を辞退します。

件 名 神奈川県立 相模原弥栄高等学校 トイレ洋式化工事

入 札 日 令和 5 年 6 月 29 日

辞 退 理 由

契約保証金について

(株式会社総企画設計 会計規程から抜粋)

(保証金)

第25条 入札執行権を有する者（以下「入札執行権者」という。）又は支出負担行為に係る伺いの決裁権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、競争入札に参加する者又は県と契約を締結する者に、次の各号に掲げる保証金ごとに当該各号に掲げる金額の保証金を納付させなければならない。

- (1) 入札保証金 入札金額の100分の5に相当する金額以上の金額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額

(担保に充てることができる有価証券等)

第26条 前条の規定による保証金の納付に代えて担保として提供させることができる有価証券等は、次に掲げるものとする。

- (1) 神奈川県債証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 政府の保証のある債券
 - (4) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
 - (5) 銀行又は知事が確実と認める金融機関の保証書
 - (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書
 - (7) その他知事が確実と認める有価証券等
- 2 前項の規定により担保として提供する有価証券が記名式のものである場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。
- 3 第1項第7号に規定する有価証券等が、登録社債等である場合においては、社債等登録法（昭和17年法律第11号）の定めるところにより登録させなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第27条 第25条の規定にかかわらず、入札執行権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、それに参加する資格を有する者で、過去2箇年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、か

つ、これらをすべて誠実に履行したものであるときその他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第28条 第25条の規定にかかわらず、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、契約の相手方が2年以内に国、地方公共団体又は教育施設等保全管理業務委託の受託者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う場合において売却代金が即納されるとき。
- (6) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の納付の確認)

第29条 契約担当者は、契約を締結しようとするときに契約保証金（第26条第1項の規定により提供された担保を含む。）の納付を確認しなければならない。

(入札保証金の還付等)

第30条 入札保証金は、落札者が納めたものについては落札者が契約を締結したのちに、その他の者が納めたものについては入札終了後すみやかに還付するものとする。

2 落札者の納めた入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に転用することができる。

(契約保証金の還付)

第31条 契約保証金は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了した後に契約の相手方に還付する。

(保証金の帰属の場合の手続)

第32条 法第234条第4項又は法第234条の2第2項の規定により、入札保証金又は契約保証金が県に帰属した場合の手続は、収入の例による。この場合において、保証金の納付に代えて提供された有価証券等のうち支払期日の未到来のものは、第26条第2項の規定により提出された文書とともに財政課長に引き継がなければならない。

(違約金)

- 第33条** 契約の履行遅滞に対しては、遅滞日数に応じ、契約金額に対し年利2.6パーセント（金銭を目的とする消費貸借契約に係るものにあっては、利息制限法（昭和29年法律第100号）第1条第1項に規定する率の1.46倍を超えない範囲内で別に定める率）を乗じて計算した額の違約金を徴収する。ただし、当該計算方法により算出された額が100円未満のとき又は知事が災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による違約金は、契約金が未払いの場合にあっては、契約金支払額から控除して徴収するものとする。
- 3 違約金の徴収日数の計算については、検査に要した日数及び工事請負又は物件の購入の検査に不合格となった場合におけるその手直し、補強又は引換えるためにする第1回の指定日数は、これを算入しない。

(減価受領)

- 第34条** 契約の相手方が提供した目的物に不備がある場合であっても、それがわずかであるため使用上支障がないと認められるときは、契約金について相当の額を減価したうえ受領することができる。

入札方法

- (1) 入札参加者は、仕様書、現場及び契約内容を十分検討のうえ、入札をしなければならない。
- (2) 入札書は、別添の入札書により作成し、原則封筒に入れて封印し、提出とする。
(表面に件名、企業名及び宛先(株式会社総企画設計 横浜支店)を明記のこと)
- (3) 入札参加者が代理人をして入札させる場合は、別添の委任状により作成し委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、今回の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (5) 入札書には、入札参加者又はその代理人が記名押印し、契約希望金額(消費税及び地方公務税を含む額)の 110 分の 100 に相当する金額(「円」を単位とする)、業務名、年月日、及び宛名を記入しなければならない。
- (6) 一度提出した入札書は、引換え、変更をすることができない。
- (7) 次のいずれか一つに該当する場合、その入札を無効とする。また、無効の入札を行なった者は、再度の入札に参加することができないものとする。
 - ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 定められた様式以外の様式による入札書による入札
 - エ 記名押印を欠く入札書による入札
 - オ 金額を訂正した入札書による入札
 - カ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
 - キ 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合をしたと認められる者による入札
 - ク 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札、又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者の入札
 - ケ 金額、業務名及び年月日の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (10) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めがある。

落札候補者提出書類（※提出は開札後）

No	書類名	書式	注意事項
1	工事内訳書、内訳明細書		記載項目は設計図書として配布した内訳書と同様にする
2	建設業許可書（写）		変更がある場合は「変更届出書(副本)」の写しを添付
3	経営事項審査結果通知書（写）		
4	配置予定技術者届	○	日付は開札日、 <u>社印</u> を押印
5	主任技術者設置(変更)届	○	日付は開札日、 <u>代表者印</u> を押印
6	主任技術者に係る資格証明書（写）		「4」に記載したすべての資格の証明書を提出
7	主任技術者に係る健康保険被保険者証（写）		
8	主任技術者に係る経歴書（第3号様式）	○	
9	専任をする主任技術者の兼務届出書	○	日付は開札日、 <u>社印</u> を押印 ※該当する場合のみ提出
10	現場代理人設置(変更)届	○	日付は開札日、 <u>代表者印</u> を押印
11	現場代理人に係る健康保険被保険者証（写）		※「7」と重複する場合は不要
12	現場代理人に係る経歴書（第3号様式）	○	※「8」と重複する場合は不要
13	現場代理人兼務届	○	日付は開札日、 <u>代表者印</u> を押印 ※主任技術者が非専任で現場代理人を兼ね、かつ他の現場代理人も兼ねる場合に提出
14	連絡員設置届	○	
15	専任技術者一覧表（写）		日付の記載があるもの
16	建設業退職金共済契約者証（写）		
17	事業税に係る納税証明書（写）		
18	消費税等に係る納税証明書（写）		
19	同種工事実績届	○	日付は開札日、 <u>社印</u> を押印 入札公告の日から5カ年以内の実績
20	「19」の実績を証明する契約書等（写）		

※「書式」欄が○となっている書類については、総企画設計 HP より書式をダウンロード可能

配置予定技術者（主任技術者等）の専任要件について

1 主任技術者の専任要件について

- ・請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事に配置する主任技術者については、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※1）で、かつ、工事現場の間隔が直線距離で5km程度で自動車で概ね30分以内の範囲内の工事に限り、2件まで兼務を認めます。

（※1）「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、神奈川県が発注する「同業種（細目は問わない）の工事」又は「異業種でも、主任技術者の資格要件が同一の工事（※2）」のことをいいます。

（※2）兼務の相手方となる施工中の工事における資格要件（資格や経歴等）に応じて、主任技術者となる工事間の兼務を認めます。（例：一級土木施工管理技士＝土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設）

2 現場代理人が兼務できる工事について

- ・現場代理人の常駐義務について、主任技術者の兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合に限り、2,500万円以上（建築工事の場合は、1,000万円以上）の工事においても、連絡員を定めることを条件に、2件まで兼務を認めます。

3 入札時の手続きについて

- ・兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に、速やかに兼務の意思を発注者に伝えるとともに、兼務の相手方となる工事の発注者に「専任をする主任技術者の兼務届出書」を正副2通提出し、副本に当該者の押印を受けて下さい。
- ・事後審査中の発注者に、配置予定技術者届や現場代理人兼務届等の従前の書類のほか、前記「専任をする主任技術者の兼務届出書」の副本を提出し、発注者の審査を受けて下さい。

4 その他

- ・監理技術者や営業所における専任の技術者には、適用されません。
- ・兼務を認めた工事において、契約中に、そのいずれかの下請契約の金額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くことになりますが、監理技術者の兼務は認められないため（※1）、主任技術者及び現場代理人の途中交代を認めます。

（※1）神奈川県配置予定技術者（監理技術者）の専任要件の緩和に該当する場合は、発注者との協議によります。